

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
46	公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条	公衆浴場の営業の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条に規定される措置を講じることのできる施設であること。
- (2) 盛岡市公衆浴場法施行条例第4条第1項各号の基準を満たすこと。
- (3) 前項の基準については、盛岡市公衆浴場法施行条例第4条第2項に基づき、衛生上及び風紀上支障がないものとして保健所長の承認を受けたとき、その全部または一部を適用しない。
- (4) 主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては、盛岡市公衆浴場法施行条例第4条に規定する基準のほか、同条例第5条の基準を満たすこと。
- (5) 盛岡市公衆浴場法施行細則第2条による申請について、公衆浴場法施行規則第1条に基づく内容が記載されていること。また、営業予定場所付近の見取図、敷地内配置図、施設平面図、浴槽給湯系統図等の関係図面を添付すること。
- (6) 前記(3)の承認を受けようとする場合は、公衆浴場施設措置基準適用除外承認申請書を提出すること。
- (7) 一般公衆浴場については盛岡市公衆浴場法施行条例第3条、その他の公衆浴場のうち浴槽を設けるものについては盛岡市公衆浴場法施行条例附則第2項の配置基準を満たすこと。

2 標準処理期間は、20日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。